第 10 講　平和主義②

1　自衛隊

①自衛隊の設置

1950 年　**朝鮮戦争勃発**（～ 53 年）
　※アメリカは，日本を国連軍の中継地として利用。
　レッド＝パージ
　※官庁・マスコミ・企業において，共産主義者の追放を実施。
　警察予備隊発足→第三次吉田茂内閣
　※ GHQ の指令による。米軍出撃後の日本の治安維持にあたる。
　公職追放解除の決定

1951 年　**サンフランシスコ平和条約**
　日米安全保障条約

1952 年　**日米行政協定**
　日本の独立回復
　海上警備隊発足（のち警備隊に改組）
　保安隊発足→第四次吉田茂内閣
　※警察予備隊を増強・改組。

1953 年　池田・ロバートソン会談
　※日本の再軍備について，アメリカとの基本合意が成立。

1954 年　MSA 協定〔日米相互防衛援助協定〕締結
　※アメリカの経済援助を受けるかわりに，日本は防衛力増強の義務を負う。
　自衛隊発足・**自衛隊法**制定→第五次吉田茂内閣
　※保安隊と警備隊を統合・改組し，新たに航空部門を加える。自衛隊（陸上・海上・航空）の最高指揮監督権は内閣総理大臣がもつ。
　※「**専守防衛**」にあたる自衛隊の行動については，国会の承認が必要。防衛出動・治安出動・救助活動が原則。
　防衛庁設置
　※防衛庁長官は文民（＝**文民統制〔シビリアン＝コントロール〕**）。
　※一連の防衛力整備計画により，自衛隊の増強にあたる。

1956 年　国防会議の発足

1960 年　**新日米安全保障条約**
　日米地位協定

1976 年　「防衛計画の大綱（たいこう）」決定→三木武夫（みきたけお）内閣
　※防衛費の GNP〔国民総生産〕１％枠内を閣議決定。

1978 年　**日米防衛協力のための指針〔ガイドライン〕**

1986 年　安全保障会議の設置
　※国防会議を改組。

1987 年　防衛費 GNP １％枠を突破→中曽根康弘（なかそねやすひろ）内閣

1991 年　湾岸戦争勃発
　※日本は多国籍軍に 130 億ドルの戦費を支出するが，国際的非難を浴びる。戦争終結後に自衛隊の掃海艇（そうかいてい）を派遣（＝自衛隊初の海外派遣）。

1992 年　**PKO〔国連平和維持活動〕協力法**制定→宮沢喜一（きいち）内閣
　※本格的な「国際貢献（こうけん）」の開始。以後，**カンボジア**・モザンビーク・シリアのゴラン高原・東ティモール・ネパール・スーダン・ハイチ・**南スーダン**へ自衛隊を派遣。
　※ PKO 活動以外でも，後方支援・復興支援のためインド洋・イラク，難民救援のためザイール（現在のコンゴ民主共和国）など，海賊対処のためソマリアなどに自衛隊を派遣。

2001 年　改正 PKO 協力法制定
　※停戦監視や放棄された武器の処分など，凍結されていた PKF〔平和維持軍〕本体業務への活動も可能になった。

2006 年　自衛隊法改正
　※自衛隊の海外活動は，国土防衛と並ぶ「本来任務」に。

2007 年　防衛庁が**防衛省**に昇格→第一次安倍晋三内閣
　※防衛大臣は文民。

2013 年　**国家安全保障会議**〔NSC〕の設置→第二次安倍晋三内閣
　※安全保障会議の改組で，アメリカにならった閣僚会議。国防についての重要事項を決定，内閣総理大臣が議長。

2015 年　PKO 協力法再改正
　※ PKO 以外の国際的な復興支援活動にも，自衛隊が参加可能となる。
　※離れた場所にいる国連や NGO〔非政府組織〕の職員，他国軍の兵士らが武装集団に襲われた場合に助けに向かう「**駆けつけ警護**」も可能となる。

②安保・自衛隊に関する合憲・違憲を争う訴訟

日米安全保障条約による米軍の駐留と，警察予備隊→保安隊→自衛隊と続く日本の実質的な軍事力増強は，**憲法第９条**との関係もあり，**解釈改憲**や明文(めいぶん)改憲〔**憲法改正問題**〕など激しい論争となってきた。

A　**日米安保条約に関する訴訟**

砂川事件（東京都，1957 年～）

※**一審の地方裁判所で違憲判決**。最高裁判所は，高度に政治的な問題に関しては**統治行為論**（＝一見(いっけん)極めて明白に違憲・無効と認められない限り司法審査になじまないとする）により判断を回避。←司法消極主義

B　**自衛隊に関する訴訟**

政府解釈は「**自衛のための必要最小限度の実力**」は禁止されておらず，自衛隊は「戦力」にはあたらないとしている。←自衛力合憲論

あ　**恵庭(えにわ)事件**（北海道，1962 年）

※一審で自衛隊に関する憲法判断を回避し，無罪判決が下された。

い　**長沼ナイキ基地訴訟**〔長沼事件〕（北海道，1982 年）

※一審で違憲判決。二審〔控訴審〕の高等裁判所で「統治行為論」により判断回避。終審〔上告審〕の最高裁は，憲法問題には触れず上告を棄却。

う　**百里(ひゃくり)基地訴訟**（茨城県，1989 年）

※一審で「統治行為論」により自衛隊の違憲性は審査対象とせず。二審の高裁と終審の最高裁は判断回避。

〈***Note***〉

２　平和主義に関わる諸問題

①核兵器問題

1967 年，**佐藤栄作内閣**が「(核兵器を）**もたず，つくらず，もち込ませず**」という**非核三原則**を表明。1971 年に国会決議。

※法制化はせず国是とし，日本はアメリカの「核の傘」の内にいる。

※2010 年，アメリカの核搭載艦の寄港を黙認する「広義の密約」(1960 年）と，有事の際の核もち込みに関する密約（1972 年，沖縄返還時）があったことを，日本政府が認めた。

②国防問題

1967 年　**武器輸出三原則**表明→佐藤栄作内閣

※①共産圏②国連決議で武器輸出を禁止した国③国際紛争当事国またはその恐れのある国へ，武器を輸出しない。1976 年には，すべての国への輸出を事実上禁止した。

1983 年　アメリカに対し武器技術供与を決定

1989 年　マルタ会談により東西冷戦終結

1996 年　**日米安保共同宣言**→橋本龍太郎内閣

※日米安保体制の**再定義**。

1997 年　**新たな日米防衛協力のための指針〔新ガイドライン〕**

1999 年　**周辺事態法**など**ガイドライン関連法**制定→小渕恵三内閣

※周辺地域で日本の平和と安全に重大な影響を与える事態（＝**周辺事態**）が起これば，自衛隊は米軍に軍事協力する。

2001 年　**テロ対策特別措置法**制定→小泉純一郎内閣

※9.11 **アメリカ同時多発テロ**に対応した，対テロ戦争における米軍の後方支援。アフガニスタン攻撃を行う米軍に，自衛隊がインド洋上で給油活動を行った。初の戦時下での海外派遣。

2003 年　**イラク復興支援特別措置法制定**

※米英が始めたイラク戦争を受け，イラクの非戦闘地域で自衛隊が活動。

武力攻撃事態法など**有事法制関連３法**制定

※武力攻撃予測事態も想定。

2004 年　**国民保護法**・米軍行動円滑法など**有事法制関連７法**制定

※緊急事態への国内の対応を定めた，**有事法制**の基本的枠組みが整う。

2006 年　日米政府が在日米軍再編に合意

2008 年　**補給支援特別措置法〔新テロ対策特措法〕**制定

※自衛隊による，インド洋上での給油・給水活動。

2009 年　**海賊対処法**成立

※海上自衛隊をソマリアに派遣。自衛隊は，攻撃されていなくても武器使用可能となった。

2011 年　武器輸出三原則の緩和（かんわ）を決定

2012 年　沖縄県の米軍普天間（ふてんま）飛行場に新型輸送機オスプレイ配備

※普天間飛行場は，名護市辺野古（へのこ）のキャンプ・シュワブへの移転が合意されている。

2014 年　**防衛装備移転三原則**の閣議決定**→第二次安倍晋三内閣**

※従来の武器輸出三原則にかわるもの。武器輸出を実質的に解禁。

集団的自衛権行使容認の閣議決定

※自国が直接武力攻撃をされていなくても，同盟国に対する武力攻撃を自国への攻撃とみなし反撃することができる。

※従来は**個別的自衛権**行使のみ憲法上認められると解釈してきたが，それを変更した。

2015 年　**安全保障関連法**制定

ガイドライン再改定

※アメリカ軍と自衛隊との協力を地球規模にまで広げる。

重要影響事態法制定

※周辺事態法を改正。

第 10 講　政治分野確認テスト

1　次の事項を時系列順に並べたさい，３番目となるものを選べ。

①警察予備隊発足　②保安隊発足
③自衛隊発足　④日米安全保障条約調印

2　自衛隊創設時の内閣総理大臣とは？

①吉田茂　②鳩山一郎　③池田勇人　④佐藤栄作

3　1976 年，「防衛計画の大綱」を決定し，防衛費の GNP〔国民総生産〕１％枠内を閣議決定した内閣とは？

①佐藤栄作内閣　②田中角栄内閣　③三木武夫内閣　④福田赳夫内閣

4　日本が多国籍軍に 130 億ドルの戦費を支出した戦争とは？

①ベトナム戦争　②イラン・イラク戦争　③湾岸戦争　④イラク戦争

5　1992 年，PKO 協力法にもとづき初めて自衛隊が派遣された国とは？

①カンボジア　②モザンビーク　③東ティモール　④南スーダン

6　日米安全保障条約に関する合憲・違憲を争った訴訟とは？

①砂川事件　②恵庭事件　③長沼ナイキ基地訴訟　④百里基地訴訟

7　非核三原則を表明した内閣とは？

①岸信介内閣　②佐藤栄作内閣　③中曽根康弘内閣　④安倍晋三内閣

8　2001 年 9 月 11 日のアメリカ同時多発テロを契機に制定されたものは？

①周辺事態法　②テロ対策特別措置法
③イラク復興支援特別措置法　④国民保護法

9　2009 年，海賊対処法が成立し，海上自衛隊が派遣された場所とは？

①インド洋　②アフガニスタン　③イラク　④ソマリア

10　集団的自衛権行使容認の閣議決定をした内閣とは？

①鳩山由紀夫内閣　②菅直人内閣
③野田佳彦内閣　④第二次安倍晋三内閣

解答

1	②	2	①	3	③	4	③	5	①
6	①	7	②	8	②	9	④	10	④